# 令和5年度 包括外部監査報告書 <概要版>

水道用水供給事業・工業用水道事業に関する 事務の執行について

令和6年2月

三重県包括外部監査人 税理士 神 谷 研

#### 第1 外部監査の概要

#### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に規定する包括外部監査契約に基づく監査

#### 2 選定した特定の事件 (テーマ)

水道用水供給事業・工業用水道事業に関する事務の執行について

#### 3 事件を選定した理由

三重県(以下「県」という。)が実施している水供給事業は、水道用水供給 事業と工業用水道事業がある。

水道用水供給事業は、生活に欠かせない安全で安心な水を安定して市町へ供給する事業である。三重県企業庁(以下「企業庁」という。)は、昭和43年に志摩地方で給水をスタートして以来、北中勢水道用水供給事業、南勢志摩水道用水供給事業の2事業5浄水場でトータルの給水能力429,366㎡/日により、県下29市町のうち18市町へ水道用水を供給している。

工業用水道事業は、昭和31年に四日市工業用水道(現在の北伊勢工業用水道)の給水を開始して以来、北伊勢工業用水道事業、中伊勢工業用水道事業及び松阪工業用水道事業の3事業でトータルの給水能力911,500㎡/日により、県下91社104工場(令和5年4月1日現在)に工業用水を供給している。

近年、全国各地で大規模な自然災害が発生している。こうした災害の頻発による水道・工業用水道の被災は、県民及びユーザーの日常生活や経済活動に深刻な打撃を与えることから、災害に強い強靱な水道・工業用水道の構築を着実に進めるため、平成29年3月に策定した三重県企業庁経営計画に基づき、施設の改良や更新、修繕工事や耐震化工事を計画的・重点的に実施している。

水道用水供給事業と工業用水道事業は、県民の生命と生活にとって必須の最重要施策の一つであり、一定のウエイトを占めていることを鑑みると、監査する意義は大きいと考える。

このような理由により、特定の事件として選定するものである。

#### 4 外部監査の対象部局

企業庁

#### 5 外部監査の対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日 (ただし、必要に応じて過年度及び令和5年度についても対象とする。)

# 6 外部監査の実施期間

令和5年5月22日から令和6年2月1日まで

# 7 外部監査の方法

地方自治法(以下「法」という。)第252条の37第2項によれば、「包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たっては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第2条第14項(地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。)及び第15項(地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。)の規定の趣旨にのっとってなされているかどうかに、特に、意を用いなければならない。」とされている。

さらに、法第2条第16項は「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と定めており、法令が遵守されていることを当然の前提としている。また、同第16項には正確な処理が行われているという前提も含まれていると解する。

すなわち、監査を実施するに当たっては、合規性・正確性並びに有効性・効率性・経済性に対して常に意を用いて行った。

令和4年度当初予算(支出)における水道用水供給事業と工業用水道事業の事業規模は、水道用水供給事業(160億8,290万3千円)、工業用水道事業(124億1,703万5千円)である。

#### (1) 水道用水供給事業

強靱な水道の構築のため、引き続き、施設の耐震化や老朽化対策を重点的かつ計画的に行うとともに、近年、全国的に発生している台風や集中豪雨などの自然災害に対応するための取組を進めている。

また、拡張事業(未整備分)である北中勢水道用水供給事業(北勢系長良川

水系・中勢系長良川水系)の取水・導水施設の整備を、引き続き、受水市町や 地元関係機関との連携を図り、令和7年度の供用開始に向け計画的かつ効率的 な事業執行に努めている。

#### (2) 工業用水道事業

強靱な工業用水道の構築のため、水道用水供給事業と同様に引き続き、施設の耐震化や老朽化対策を重点的かつ計画的に行うとともに、近年、全国的に発生している台風や集中豪雨などの自然災害に対応するための取組を進めている。

監査は、財務事務と経営事業の管理が適正に行われているかに加えて、水道 法の趣旨を踏まえ、長期経営計画に基づく事業の継続可能性と資産の維持管理 の状況、契約事務等の確認を行い、水道料金の設定について検討を加えた。ま た、平成26年度の会計制度の見直しにより、会計処理に与える影響が大きい と思われる各種引当金の計上、減損会計及び内部統制の適用についても検討し た。さらに、永らく事業化できていない長良川河口堰に関する会計処理の適正 性にも踏み込んだ。

監査に当たっては、人にとって命の水であり、企業にとっては経営の根幹である水という最重要な資源について、県の意向を受けて企業庁が手厚く実施した施策であることを理解した上で行った。

よって、監査は、

- ① 水道用水供給事業・工業用水道事業に関する事務の執行の合規性・正確性
- ② 水道用水供給事業・工業用水道事業に関する事務の有効性・効率性・経済性
- ③ その他監査が必要と判断した事項について、誠実に網羅的に確実に行った。

#### 8 外部監査の手続

以下の監査要点について、関連資料の閲覧及び担当部局へのヒアリング等を 実施した。

【水道用水供給事業・工業用水道事業】 料金単価の算定方法は適切か

#### 【会計制度】

修繕引当金の取崩し方法及び金額は妥当か他 全6項目

#### 【固定資産・貯蔵品の管理】

固定資産の取得及び除却処理は適切に実施されているか他 全3件 【内部統制制度】

「三重県内部統制マニュアル」に従って運用されているか他 全3件 【工事契約】

契約の方式決定及び相手先の選定について契約方法(一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売り)の選定が適法かつ妥当であるか他 全9件【委託契約】

契約の方式及び相手方の選定方法は適正か他 全7件

#### 9 外部監査の意見表明の方針

監査の結果については、通常使われている「指摘」と「意見」という用語を 用いて、評価することとする。

すなわち、法令、条例、規則、要綱等、県が遵守すべき規範に従っていない 事項並びに正確性、有効性、効率性及び経済性に著しく反している事項につい ては、「指摘」として速やかに改善することを求める。

また、監査の結果、正確性、有効性、効率性及び経済性の観点から意見を述べた事項については、「意見」として改善を検討することを求める。

#### 10 外部監査の補助者

内山 隆夫 (公認会計士・税理士)

小川 友香 (公認会計士・税理士)

山﨑 智博 (公認会計士・税理士)

今西 孝彰 (税理士)

大谷 久美 (税理士·社会保険労務士)

滝澤多佳子 (税理士・行政書士・宅地建物取引士)

加藤 恭子 (税理士)

福田 寿里 (税理士)

川岸 弘樹 (弁護士・弁理士)

- 第2 水道用水供給事業・工業用水道事業と企業庁の概要
  - 1 企業庁の事業概要と組織図
  - 2 各水道事務所の事業内容
  - 3 水道用水供給事業・工業用水道事業の詳細
  - 4 地方公営企業の会計制度
  - 5 損益計算書及び貸借対照表の推移
  - 6 財務諸表分析
  - 7 三重県企業庁経営計画

# 第3 外部監査の結果

# 1 水道・工業用水道の料金について

## i 料金単価について【意見】

令和4年度における実際の料金単価と将来5年間の給水原価の見積りに基づく原価計算単価は以下のとおりである。

## <水道用水供給事業>

(単位:円/m³)

	(     = :   +/ ===									
	·	実際の料	斗金単価	原価計算単価						
		基本料金	使用料金	基本料金	使用料金					
木	曽川用水系	700	39	532. 8	50. 9					
三	重用水系	1, 710	39	1, 502. 4	49. 9					
長	良川水系	2, 230	39	1, 873. 5	62. 7					
中	勢	960	39	632. 5	61.8					
南	勢志摩水道	780	39	581. 6	55. 2					

(注)供給単価の各水系の使用料金が同額になっているのは、市町からの要望により、 使用料金を39円で固定し、差額は基本料金で調整しているためである。

#### <工業用水道事業>

(単位:円/m³)

	実際の料	斗金単価	原価計算単価			
	基本料金	使用料金	基本料金	使用料金		
北伊勢工業用水道	14. 5	4.0	14. 3	4. 4		
中伊勢工業用水道	27. 4	2.0	28. 4	2.4		
松阪工業用水道	14. 9	1. 1	13. 7	1.6		

令和4年度の決算書に記載されているセグメント情報において、水道用水供給事業は南勢志摩水道以外のセグメントは営業損益が黒字もしくは赤字でも長期前受金戻入を調整すればいずれも黒字になっているのに対し、南勢志摩水道の営業損益は $\triangle$ 551,050,275円の大きな赤字になっており、長期前受金戻入を調整しても $\triangle$ 157,220,124円の赤字になっていた。

このため南勢志摩水道の令和4年度以前過去5年間の長期前受金調整後のセグメント損益を算出してもらったところ以下のとおりであった。

# 南勢志摩水道の長期前受金調整後の営業損益

(単位:千円)

		平成30年度		令和	令和元年度		令和2年度		令和3年度		和4年度			
営	業	Ţ	損	益	$\triangle$	374, 264	$\triangle$	424, 621	$\triangle$	482, 488	$\triangle$	432, 445	$\triangle$	551,050
長其	期前	受:	金月	八		399, 849		391, 981		395, 068		404, 994		393, 830
調	整	後	損	益		25, 584	$\triangle$	32,640	$\triangle$	87, 419	$\triangle$	27, 451	$\triangle$	157, 220

赤字になった理由は、将来5年間の給水原価の見積り時には見込まれなかった原価が多額に発生したことによるものと推定されるが、赤字になった要因を調査し、今後はそれらを考慮して給水原価の見積りを実施するとともに、総括原価方式の観点からは、南勢志摩水道の料金単価を引き上げることが望まれる。

なお、昨今の世界情勢や円安に伴う原油価格の上昇、物価の高騰を受け、他の水系、事業においても、今後ますます厳しい経営状況が予想されることから、次期料金においては、状況の変化に対応できるよう適切な給水原価の見積もりを実施し、必要に応じて引き上げも含めて対応することが望まれる。

#### 2 修繕引当金

# i 修繕引当金の取崩しについて【指摘】

地方公営企業の修繕引当金の会計処理について、平成26年の新会計基準移行前は毎年の修繕費の予算と実績を比較し、予算が余った金額を修繕引当金として計上していた。しかし、会計上の引当金の計上要件は次のようになっている。

- ①将来の特定の費用又は損失(収益の控除を含む。)であること。
- ②その発生が当該事業年度以前の事象に起因していること。
- ③発生の可能性が高いこと。
- ④その金額を合理的に見積もることができると認められるもの。

従来の計上方法は、会計上の引当金の計上要件(地方公営企業法施行規則第22条参照)を満たしていないが、「毎事業年度の修繕費の額を平準化させる目的をもって、修繕費の執行額があらかじめ定めた予定基準額に満たない場合において、その差額を引当金に整理することができるものであること。」という総務省依命通知に基づいて計上されていた。

総務省令附則第4条では、平成26年の新会計基準適用事業年度の前事業年度 の末日において計上されている引当金について、地方公営企業法施行規則第22 条の規定(引当金の計上要件)にかかわらず、なお従前の例により取り崩すことができる旨規定されているが、企業庁では、令和2年度末(令和3年3月31日末修繕引当金の残高(水道事業4,195,909,615円、工業用水道事業5,311,988,128円)を令和3年度から20年間で取り崩すことにしている。(三重県企業庁財務運営方針4.引当金(4)新会計基準移行前に引当てられた修繕費の取崩し)。

なお、引当金取崩し期間 20 年間の根拠は、令和 2 年度末における企業庁の水 道施設の残存耐用年数が概ね 20 年だったことによるとの説明を受けている。

#### (現状の会計処理の問題点)

企業庁財務運営方針の規定4-(4)で新会計基準移行前に引当てられた修繕引当金の取崩しは20年間(2021~40年度)を目途に全額取り崩すことと定められているものの、現状の規定では年度毎の具体的な取崩方法は規定されていない。

一般に取崩し期間を20年とした場合、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に照らすと、それは残高を20年間で均等に取崩すことになるが、企業庁の現状の処理(令和3年度及び4年度)は水道事業、工業用水道事業とも20年間の均等額での取崩しではなく、それぞれの年度の修繕費の発生額を勘案して決定されている。現状は厳密な取崩しルールがなく、恣意的な金額での取り崩しが可能な状態となっている。

本来の処理として、取崩しは恣意性を排除した 20 年均等額で取り崩す旨を明 文化し、各年度の修繕費発生額と相殺していくべきである。

なお、20年均等で取崩し(以下「均等取崩し」という。)をした場合と、現在 の処理とを比較した修繕費計上額の差額は下表のとおりである。

水道事業では、令和3年度の現状の修繕費545,080千円は、均等取崩しの修繕費461,413千円に比べ83,667千円過大、令和4年度の現状の修繕費332,081千円は、均等取崩しの修繕費486,645千円に比べ154,564千円過小となっている。

また、工業用水道事業では、令和3年度の現状の修繕費46,549千円は、均等 取崩しの修繕費△72,669千円に比べ119,218千円、令和4年度の現状の修繕費 135,299千円は、均等取崩しに比べ121,070千円それぞれ過大となっている。

令和4年度の水道事業以外の修繕費計上額は均等取崩しに比べ過大となって おり、今後均等取崩しの処理に変更した場合、水道料金算定の基礎となっている 将来5年間の修繕費見積りにおいて修繕費の減少が予想される。

均等取崩しの処理により、表面上水道水の供給原価が下がる可能性があるため、修繕費の発生額をキャッシュフローベースで算定した供給原価も考慮する

必要がある。

# 修繕引当金の現状の取崩しによる修繕費と20年均等取崩しによる修繕費の比較

# 現状の処理

# <水道事業>

(単位:千円)

	処理科目						·	令和3年度	令和4年度
修	繕	費	発	生	額	合	計	671, 208	696, 440
修	繕	引	当	金	取	崩	額	△ 126, 128	△ 364, 359
差	引瑪	北	の値	多繕	費言	十上	:額	545, 080	332, 081

# <工業用水道事業>

(単位:千円)

	処理科目							令和3年度	令和4年度
修	繕	費	発	生	額	合	丰	192, 930	279, 828
修	繕	引	当	金	取	崩	額	△ 146, 381	△ 144, 529
差	引瑪	北	の作	多繕	費言	十上	:額	46, 549	135, 299

# 20年均等取崩しによる処理

# <水道事業>

(単位:千円)

処理科目	令和3年度	令和4年度
修繕費発生額合計	671, 208	696, 440
20年均等修繕引当金取崩額	△ 209, 795	△ 209, 795
差引修繕費計上額	461, 413	486, 645

# <工業用水道事業>

(単位:千円)

処理科目	令和3年度	令和4年度
修繕費発生額合計	192, 930	279, 828
20年均等修繕引当金取崩額	△ 265, 599	△ 265, 599
差引修繕費計上額	△ 72,669	14, 229

#### 修繕費計上額の差

### <水道事業>

(単位:千円)

	処理科目					令和3年度	令和4年度
現	状	0	修	繕	費	545, 080	332, 081
20 출	F 均	等取点	崩しの	)修約	善費	461, 413	486, 645
差	額 :	修 繕	費計	上遊	力	83, 667	△ 154, 564

(注) △:計上過小

## <工業用水道事業>

(単位:千円)

	処理科目					令和3年度	令和4年度
現	状	$\mathcal{O}$	修	繕	費	46, 549	135, 299
20 출	F 均	等取点	崩しの	)修約	善費	△ 72, 669	14, 229
差	額:	修 繕	費計	上過	力	119, 218	121,070

## 3 退職給付引当金

#### i 退職給付引当金の計算について【指摘】

現状の退職手当の要支給額の計算は当年度末に算定した職員の退職手当の要支給額ではなく、当年度末より1年半前の当年度の予算策定時に算定した年度末要支給額の見積りに基づいて計算された退職給付費用予算の金額をそのまま決算で使用しており、会計方針の記載とは異なっている。

具体的には令和4年度末(令和5年3月31日)の要支給額の計算は令和3年10月1日の在籍人員をもとに同年度及び令和4年度の定年退職者の人員と令和4年度の昇給を考慮して令和4年度末(令和5年3月31日)における要支給額として退職給付引当金の計算をしている。したがって、要支給額の計算には令和3年10月1日より後の自己都合による退職者や令和4年度の新入職員は反映されていないことになる。

退職給付引当金の計算を適正にするためには、決算手続において当年度末(令和5年3月31日)の在籍者に対し、退職給付引当金の計算を実施し計上すべきである。

なお、退職給付引当金の計算において、退職給付費用予算をそのまま決算で使用している理由は、予算管理上年度末に退職給付引当金を再計算して退職給付費用が予算を超えた場合、予算超過分が計上できないことになるため、退職給付

費用の予算金額をそのまま決算時にも使用しているとのことであった。

しかし、公営企業会計施行令第 18 条 5 項において、「管理者は支出の予算がなく、かつ、予備費支出、費目流用その他財務に関する規定により支出することができない場合においては、支出することができないが、現金の支出を伴わない経費については、この限りでない。」と規定されている。したがって、引当金の繰入については予算超過が直ちに問題とはならないため、退職給付引当金の計算は期末に実施すべきである。

#### ii 退職手当の会計間の負担区分について【意見】

企業庁では、退職者の退職手当はその在籍期間の長短にかかわらず、退職時に 在籍した部署が就職時から退職時までの全期間の退職手当を負担している。

県に就職し、県の知事部局等企業庁以外に在籍した職員が後年企業庁に出向 した場合でも、退職手当は全勤続期間に対応する金額が企業庁から支払われて いる。したがって、年度末の退職手当要支給額は年度末の在籍者について、企業 庁での就業期間にかかわらず、退職時までの全就業期間に対応する退職手当に 基づき退職給付引当金が計上されている。

なお、企業庁に在籍していない期間の退職手当発生額について、在籍部署から 企業庁への資金の移動はされていない。

このような処理は、総務省から出されている、「地方公営企業会計基準見直しQ&A3-21」の、「公営企業会計に過去に所属した職員及び現在所属している職員について、人員構成等に大きな違いがない場合は、合理的な見積もりとして、各職員についての期末要支給額の合計額として、現在所属している職員の、一般会計負担分を控除する前の期末要支給額を採用することも可能である。」との記載に基づいたものと思われる。このような処理は他県でも行われており、企業庁固有の処理ではないが、現状の退職手当の負担方法は独立採算制を原則とし、適切な総括原価の把握という面からは合理的な処理とは思われない。総務省の回答でも上記のような処理を容認する一方、「原則としては、過去に所属した職員及び現在所属している職員の期末要支給額の期間按分にて行うものであり、システム対応等の準備が整わない期間の一時的な措置とすることが望ましい。」とされている。

職員の出向は企業庁から県への出向もあり同様の処理がなされるため、この 処理によった場合の企業庁の負担が、本来の在籍年数に応じた処理に比べて多 くなっているのか少なくなっているかは不明であるが、適切な総括原価の把握 を前提に企業庁の将来の収支見込をもとに水道料金が決定されていることから、 将来の水道料金算定に影響があると思われる。 退職者に対する退職手当の負担方法については、企業庁に在籍した期間に対応した額を負担する方法が原則であるが、費用対効果や現状の方法を容認する総務省の考え方も勘案し、退職手当の負担方法について再検討することが望まれる。

また、検討した結果の負担方法については明文化することが望まれる。

#### 4 賞与引当金

i 賞与引当金の計算について【指摘】

企業庁の賞与の支給対象期間と支給月は以下のとおりとなっている。

12月~5月の支給対象期間にかかる賞与:6月支給

6月~11月の支給対象期間にかかる賞与:12月支給

したがって、会計方針の記載のとおりであれば、決算では翌年度の6月に支給される賞与手当及び同手当にかかる法定福利費の金額(以下「賞与手当等」という。)を見積り、12月~5月の支給対象期間の内当年度の負担に属する12月~3月までの4か月に対応する賞与手当等の見積り額を期末に賞与引当金として計上していることになる。しかし、現状の賞与引当金の計算においては退職給付引当金の計算と同様、年度末に賞与支給見込額を見積もっているのではなく、令和4年度の予算策定時に令和3年10月1日の在籍人員をもとに見積もった、令和4年度の年間賞与手当等の予算の12分の4を賞与引当金として計上している。

したがって、賞与引当金の計上額は、令和3年度及び令和4年度の退職者や昇給は加味されておらず、「・・・当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。」という会計方針の記載と異なっている。

賞与引当金はあくまで賞与の支給見込額に基づいて計算されるものであるため、企業庁の計算による賞与引当金の計算方法でも、実際の賞与支給額の内、当年度負担に相当する額と賞与引当金の金額に大きな差異がなければ問題はないと考えられるが、賞与引当金とそれに対応する賞与支給額との間には以下の過不足が生じている。

# 令和4年度と令和5年度の賞与引当金の過不足額

#### (令和4年度)

(単位:円)

	水道事業	会計	工業用水道	事業会計
	令和4年6月	引当金	令和4年6月	引当金
	支給額	過不足率	支給額	過不足率
賞 与 支 給 額	99, 821, 203		72, 987, 570	
賞与支給額×4/6	66, 547, 468		48, 658, 380	
令和4年3月賞与引当金	72, 205, 000		43, 756, 000	
賞与支給額との差額	5, 657, 532	8 %	△ 4, 902, 380	△11%

#### (注) △は賞与引当金の不足額

# (令和5年度)

(単位:円)

	水道事業	会計	工業用水道事	事業会計
	令和5年6月 支給額	引当金 過不足率	令和5年6月 支給額	引当金 過不足率
賞 与 支 給 額	104, 821, 462		81, 021, 838	
賞与支給額×4/6	69, 880, 974		54, 014, 558	
令和5年3月賞与引当金	62, 898, 231		45, 723, 846	
賞与支給額との差額	△ 6, 982, 743	△11%	△ 8, 290, 712	△18%

#### (注) △は賞与引当金の不足額

賞与引当金の見積りの妥当性を検証するためには、毎年度賞与引当金残高の正確性を事後的に検証(賞与の実際支給額の4/6と賞与引当金の残高の差を把握する。)することが望まれる。また、多額な差異があった場合には賞与引当金の見積り方法を見直すことが必要である。

現状の予算金額による賞与引当金の計算は会計方針の記載とは異なるうえ、 上表のとおり賞与引当金残高に対し8%から18%の多額な過不足が発生してい るため、賞与引当金の計算においては会計方針の記載どおり当年度末における 支給見込額の見積りに基づき計算すべきである。

## 5 減損会計の適用

#### i 減損会計適用の手続について【指摘】

公営企業会計においては、平成26年からの新会計基準の適用に伴い減損会計を適用することになっているが、企業庁では明確な手続は実施されておらず、水道事業及び工業用水道事業ともにそれぞれ経常損益が黒字であったため減損の兆候はないとしてそれ以上の検討はしていなかった。

#### 減損会計の適用は以下の手順による。

1. 固定資産のグルー	固定資産を独立したキャッシュ・フローを生
ピング	み出す最小の単位ごとにグループ化
2. 減損の兆候	業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フ
	ローが継続してマイナス、市場価格の著しい
	下落(帳簿価額から少なくとも 50%程度以上
	下落) 等の発生
3. 減損損失の認識	帳簿価額>将来キャッシュ・フロー総額(割引
	前)であれば減損損失を認識
4. 減損損失の測定	帳簿価額と回収可能価額(正味売却価額と使
	用価値のいずれか大きい方)の差額を減損損
	失とする

企業庁はセグメント情報に記載のセグメント(水道事業は北勢、中勢、南勢等の水系、工業用水道事業は北伊勢、中伊勢、松阪等の地域)で営業損益を算出しているが、固定資産のグルーピングは明確になっておらず、減損の兆候の判定以下の手続は実施されていない。

地方公営企業における減損の判定は営業損益ではなく、長期前受金戻入を加味した数値で判定されるため、仮にセグメント情報のセグメント区分でグルーピングをした場合、その区分の営業損益に長期前受金戻入を加味した数値により減損の兆候の有無を検討することになる。セグメント情報のセグメント区分で減損の兆候の判定を依頼したところ、減価償却費を調整したキャッシュフローベースでは減損の兆候はなかったが、減損の兆候の判定における、土地等の市場価格の著しい下落の有無についても検討されていなかった。

減損会計の適用においては、固定資産のグルーピングを明確化し、グルーピングごとに減損の兆候を判定するとともに、その過程を文書で残すべきである。また、減損の兆候があれば減損損失の認識以降の手続が必要となる。

# ii 旧多度浄水場の跡地利用について【意見】

監査人は、受水企業の撤退により不要となり、平成26年度に廃止された旧多度浄水場の跡地について現場視察を実施した。当該跡地については、建物等の施設は除却されているものの、土地については企業庁の所有地として残っている。

当該跡地の利用状況を確認したところ、将来配水池用地として利用する事業構想があり、令和8年度に策定される、次期企業庁経営計画(令和9年度~令和18年度)に記載を予定しているとのことであったが、事業構想であり正式な経営計画としては決まっておらず、利用計画があるとまでは言えない状況である。

また、現在は水道工事で発生した残土の仮置き場として利用されているとのことであったので、実際の利用頻度について確認をしたところ、旧多度浄水場の撤去工事が完了した平成30年度以降令和4年度までの利用状況、及び令和5年度の利用計画は以下のとおりであった。

多度浄水場跡地 建設発生土仮置き場 搬入・搬出 計画・実績一覧表

(単位: m³)

No.	時期	搬入量	搬出量	仮置量	工事名
1	平成 30 年	216		216	多度浄水場構造物撤去工事
2	令和4年4月	891		1, 107	伸縮管取替工事
3	令和4年10月	2, 457		3, 564	内径 400 ミリ送水管布設替
					工事
4	令和5年2月	30		3, 594	内径 500 ミリ制水弁取替工
					事
5	令和5年3月	20		3, 614	内径 400 ミリ制水弁取替工
					事
6	令和5年3月	16		3,630	内径 400 ミリ配水管整備工
					事
7	令和5年11月		1, 164	2, 466	伸縮管取替工事
8	令和6年1月	2		2, 468	内径 1100 ミリ鋼管製作・
	(予定)				接合工事
9	令和6年5月		2, 250	218	内径 400 ミリ送水管布設替
	(予定)				工事
	合計	3,632	3, 414		

この利用状況を見ると、旧多度浄水場撤去後5年間で跡地を利用したのは令和4年から5年のほぼ1年間である。通常、工事受注者が工事期間中における残

土の仮置き場を確保しているとのことであるが、現状は、水道工事現場の近くに 利用していない旧多度浄水場の跡地があったため残土置き場として利用したと も考えられる。

当該跡地を遊休地とするかどうかは最終的には企業庁の判断によるが、当該跡地が遊休地として判断されると、減損会計上、当該跡地は単独でグルーピングされるとともに、遊休地は利益を生まないため減損の兆候に該当することになる。その場合、当該跡地の帳簿価額と不動産鑑定評価等により土地から生ずる将来キャッシュフロー(時価)とを比較し、時価の方が低い場合には帳簿価額を時価まで引き下げ、その差額については減損損失として特別損失に計上することが必要になる。

減損会計の適用においては、企業庁が所有する土地についての市場価格の著しい下落(帳簿価格から 50%程度以上)の有無も検討されていなかったため、時価(固定資産税評価額や路線価評価をそれぞれ 0.7 及び 0.8 で割り戻す方法により算定した時価等も可能)の著しい下落の有無も確認する必要がある。

減損の兆候がなければ減損損失の認識以降の手続は不要であるが、減損会計の適用において、今後は固定資産のグルーピングの明確化とともに、減損の兆候判定以降の手続を適切に実施する必要がある。

なお、現状企業庁では減損会計に関する手続を文書化したものはないため、新 たに「減損会計処理要領」(案)を作成し令和5年度から運用することを計画し ている。

### 6 内部統制

i 基礎評価を行う組織横断的な事務を所管する部署について【意見】

基礎評価については、組織横断的な事務を所管する部署が、各所属の自己評価に対する基礎評価を行うとともにマニュアル周知や検査等を通じてリスクを把握し未然防止を促している。

「三重県内部統制マニュアル」(令和4年4月)によれば、前述の表のとおり、 内部統制対象の事務のうち、財務・個人情報・その他(服務規律等や所属個別リスク)については企業庁が、情報セキュリティ・公文書管理については知事部局 のデジタル改革推進課及び法務・文書課が基礎評価を行うこととされている。

令和4年度における企業庁の各所属の自己評価、基礎評価、評価部局評価を行っている具体的な部署名を対象事務ごとに表にすると、以下のようになっている。

### 企業総務課

対象事務	自己評価	基礎評価	評価部局評価	
財務	企業総務課	財務管理課	知事部局 (危機管理課)	
個人情報	企業総務課	企業総務課(※1)	知事部局(危機管理課)	
情報セキュ	企業総務課	知事部局(デジタル	知事部局(危機管理課)	
リティ		改革推進課)		
公文書管理	企業総務課	知事部局(法務・文	知事部局(危機管理課)	
		書課)		
その他	企業総務課	企業総務課(※2)	知事部局(危機管理課)	

### 財務管理課

対象事務	自己評価	基礎評価	評価部局評価
財務	財務管理課	財務管理課(※3)	知事部局 (危機管理課)
個人情報	財務管理課	企業総務課	知事部局(危機管理課)
情報セキュ	財務管理課	知事部局(デジタル	知事部局(危機管理課)
リティ		改革推進課)	
公文書管理	財務管理課	知事部局(法務・文	知事部局(危機管理課)
		書課)	
その他	財務管理課	企業総務課	知事部局(危機管理課)

水道事業課、工業用水道事業課、北勢水道事務所、中勢水道事務所、南勢水道事 務所、水質管理情報センター

対象事務	自己評価	基礎評価	評価部局評価	
財務	各所属	財務管理課	知事部局(危機管理課)	
個人情報	各所属	企業総務課	知事部局(危機管理課)	
情報セキュ	各所属	知事部局(デジタル	知事部局(危機管理課)	
リティ		改革推進課)		
公文書管理	各所属	知事部局(法務・文	知事部局(危機管理課)	
		書課)		
その他	各所属	企業総務課	知事部局(危機管理課)	

表のうち、(%1)(%2)(%3)については、自己評価と基礎評価を行う課が同一の状態となっている。また、同一人物の課長が評価者となっている。

「三重県内部統制マニュアル」では、基礎評価は、各事務内容やリスクについて最も精通しており、不備となるような事例が起きた際に報告が上がってくる課が行うことが望ましいと考え、基礎評価を行う部署を定めている。そのため、

それに当てはめると前述の表のとおりになるが、同一になっていては、基礎評価が形骸化してしまっていると言える。また、総務省のガイドラインの中でも、「評価を行う職員は、評価の対象となる業務を実施する者ではなく、客観的な立場にあることが望ましい」とされている。そのため、例えば以下のように他の課が行うことがより望ましいと考えられる。

- (※1)(※2)企業総務課→財務管理課
- (※3) 財務管理課→企業総務課

また、前述のとおり、企業庁は、地方自治法で義務付けられている内部統制制度の対象ではないため、監査委員への内部統制評価報告書の提出等は行う義務がなく、独立的な第三者の視点からのモニタリング機会が少ない点から考えても、なるべく多くの視点から評価やモニタリングを行うことは、効果的な内部統制制度の運用に繋がると考えられるため、検討されたい。

#### ii リスクの識別・評価について【意見】

現在県では、過去に発生した不適切な事務処理等の事案をふまえ、対応が必要であると思われるリスクを洗い出し、共通リスクとして、30項目(財務16項目、個人情報・情報セキュリティ7項目、公文書管理2項目、その他服務規律等5項目)を選定している。

地方公営企業である企業庁は、任意の取組として内部統制制度を運用しているが、知事部局と同様に企業庁でもこれらのリスクをすべて重要と捉え、各所属においてそのリスクについてリスクが起こりうる場面、対応策を設定しリスクマネジメントシートに記入している。共通リスクに該当する業務を全く行っていない場合については当該記入を省いているが、該当する業務を行っていれば頻度に関わらずすべての共通リスクについて記入することとなっている。

しかし、実際は各所属で、業務やリスクについてリスクの影響度や発生可能性、 質的重要性は異なり、共通リスクの全項目について同程度の対応をする必要が あるのか疑問が残るため、その必要性を再検討することが望まれる。

総務省のガイドラインの 10 ページには、「常に、内部統制の整備及び運用に要するコストと得られる便益(リスクの減少度合い等)を踏まえた上で、重要性の大きいリスクに優先的に取り組むことで、過度な文書化・過度な統制を行うことは避けるべきである。」とされている。

このことから考えても、リスクの影響度や発生可能性、質的重要性を考慮し、 例えばそれらすべてが低いと考えられるリスクについてはリスクマネジメント シートへの記載を削除する、反対に、すべてが高いと考えられるリスクや連続し て不備ありになっているリスクについては対応策の記入を増やし強化するなどの対応の検討をすることで、より効率的かつ効果的に内部統制制度の運用がなされると考えられる。

# iii 所属個別リスクの識別について【意見】

当報告書の 121 ページに記載のとおり、固定資産の現物が廃棄されているにもかかわらず、固定資産台帳上は除却処理がなされておらず、会計上、除却処理漏れとなっている事案が発生していた。

また、平成30年度三重県工業用水道事業損益計算書に計上されている過年度 損益修正損の内容の一部は、平成29年度における固定資産の除却処理漏れによ るものであると企業庁から説明を受けた。

除却があった際には、各事務所が財務会計システム(固定資産管理システム) により固定資産異動報告書(除却)を作成し、財務管理課で当該データの内容を 確認した上で、同システムの固定資産台帳に登録することになっている。また、 固定資産異動報告書(除却)のデータは、各事務所や財務管理課等で予算書等と の突合を行い、確認することとなっている。

固定資産台帳のチェックや、予算書等との突合・確認が十分でなかったため、 前述の除却処理漏れが発生したと考えられる。

当該除却処理漏れのリスクの発生可能性は高いと考えられるため、再発防止の観点から、固定資産の除却処理漏れを所属個別リスク(共通リスクのほかに、所属の業務内容に応じて、特に対応すべきと所属で判断したものと定義づけられているリスク)として識別し、それに対する対応策を整備することを検討されたい。

また、当報告書の 124 ページに記載のとおり、仮設設備で使用するための仮置きであったとはいえ、劇物である薬品の保管状況について「毒物及び劇物取締法」を遵守していない保管方法となっていた。

法令違反という質的重要性や再発防止の観点から、当該リスクについても所属個別リスクとして識別し、それに対する対応策を整備することを検討されたい。

#### 7 契約事務

企業庁において、令和4年度施工(履行)にかかる契約金額1,000万円以上の契約は、工事契約115件、委託契約57件存した。それらの中から監査対象契約として、工事契約15件と委託契約11件を抽出した(以下「抽出案件」という。)。

それらの契約の選択の基準(理由)は以下のとおりである。

- ① 担当課が偏らないようにした。
- ② 工事も委託も契約~工期が令和4年度内になる案件を選択した(あえて一部複数年にわたるものを選択した案件もある。)。
- ③ 1者入札、指名競争入札で行われた契約を選択した。
- ④ 契約金額は、少額なものから多額なものまで、極力偏りがないように選択した。

#### 工事契約(抽出案件)

- No. 1 大里浄水場場内流量計ほか取替工事
- No. 2 南勢水道事務所管内流量計取替工事
- No. 3 内径 600 耗減圧弁取替工事(茂福)
- No. 4 多気浄水場機械設備点検整備工事(攪拌その他機械設備)
- No. 5 水沢浄水場ほか機械設備点検工事
- No. 6 多気浄水場機械設備点検整備工事(薬品注入設備)
- No. 7 高野浄水場機械設備点検整備工事
- No. 8 山村浄水場受変電設備取替工事
- No. 9 内径 900 粍配水管布設工事(四期・霞第2工区)
- No. 10 大口配水池直流電源装置ほか取替工事
- No.11 相川水管橋仮配管工事
- No. 12 管路電気防食設備取替工事 (四期)
- No. 13 新屋敷取水所1号、2号加圧ポンプ分解点検工事
- No.14 霞ヶ浦水管橋塗装工事(三期)
- No. 15 内径 350 耗送水管撤去工事(神坂~長谷)

#### 委託契約(抽出案件)

- No. 1 配水管路測量設計業務委託 (四期・塩浜町その1)
- No. 2 導水ポンプ所詳細設計業務委託
- No. 3 北勢水道事務所管内監視カメラ設備調査設計業務委託
- No. 4 北勢水道管内維持管理情報システム情報整備業務委託
- No. 5 北勢水道事務所管内施設警備業務委託
- No. 6 大里浄水場ほか電気設備改良設計業務委託
- No. 7 高野沈砂池耐震診断業務委託
- No. 8 配水管布設測量設計業務委託(松阪市古井町)
- No. 9 分水施設計装設備等点検業務委託
- No. 10 多気浄水場ほか電気設備点検整備業務
- No.11 多気浄水場ほか環境保全業務委託

# i 業務責任者選任手続の不備について【意見】

前記「委託契約(抽出案件)」中の「No.11 多気浄水場ほか環境保全業務委託」について、「多気浄水場ほか環境保全業務共通仕様書」第6条では、受注者は業務における業務責任者を定めて発注者に通知することになっており、業務責任者は、契約図書に基づき業務の統括管理を行い、業務が適正に執行されるよう業務従事者に指導及び教育を行うとともに管理及び監督しなければならないとされている。業務責任者の要件は高等学校または同等以上の学校において電気、電子、機械、化学等の学科を卒業した者であって、水道施設全般に関する知識を有する者となっているが、委託業務の着手と同時に選任された業務責任者は商業高校を卒業した者であり要件に該当していなかった。その後に業務責任者は変更されているが、選任するときに要件を確認するべきである。

#### ii 上記 i 以外のその他の工事契約及び委託契約

その他は、後記「8 入札手続」で述べる点を除き、契約手続において適宜チェックリストを活用する等して手続的瑕疵が生じないようにする対策がとられていることがうかがわれるものとなっており、関係書類の閲覧及び関係部署へのヒアリングを実施した結果、指摘事項及び意見はない。

#### 8 入札手続

前記「7 契約事務」における「工事契約(抽出案件)」及び「委託契約 (抽出案件)」の抽出契約の監査において、多数の業者の入札金額が同一価格 でくじにて落札業者が決定している案件、1者入札の案件が相当数見られた。 そのため、監査人において、改めて企業庁発注案件全体の入札状況を確認する 必要があるものと考え、令和4年度施工にかかる契約金額1,000万円(税込)以上の企業庁発注契約全件(工事契約115件、委託契約57件)につき、入札 状況等の確認を行うこととした。

#### (1)企業庁発注案件における入札状況

#### ア 工事契約

#### 【工事契約(契約金額1,000万円以上】

		件数	割合	割合	割合
	価格競争 …(1)				
	内、くじで業者決定	47			62%
	内、落札金額=最低制限価格	54		69%	71%
	内、くじ&落札金額=最低制限価格	45		09%	59%
	内、一者入札	18	3		24%
	小計	76			100%
一般競争入札	総合評価 …(2)		96%		
	内、落札金額競合	24			71%
	内、落札金額=調査基準価格	間査基準価格 17		31%	50%
	内、落札金額競合=調査基準価格	17			50%
	内、一者入札	3			9%
	小計	34			100%
	合計…① ((1)+(2))	110		100%	
指名競争入札	合計…②	0	0%		
随意契約	合計…③	5	4%		
	総計…①+②+③	115	100%		

工事契約(合計 115 件)のうち、5 件の随意契約案件を除く 110 件で一般競争 入札が行われているが、価格競争方式で落札業者を決定した 76 件中 47 件、実 に6割以上(62%)において、落札金額と同額で多数の業者が競合してくじで落 札業者が決定していた。

最低制限価格が事後公表であるにもかかわらず、落札金額が最低制限価格と 同額である案件も76件中54件(71%)で約7割にも及んでいる。

くじで落札業者が決定し、かつ、落札価格が最低制限価格と同額である案件は、76件中45件(59%)、くじで落札業者が決定した案件の9割以上が、その落札価格が最低制限価格と同額であった。

また、価格競争方式における1者入札案件は76件中18件と、約4分の1(24%)にも及んでいる。

総合評価方式においても 34 件中 24 件と実に7割以上で落札金額と同額で多数の業者が競合し、価格以外の評価点で落札業者が決定している。また、調査基準価格が事後公表であるにもかかわらず、落札金額が調査基準価格と同額で案件も 34 件中 17 件で5割に及んでおり、その全ての案件で落札金額と同額で複数業者が競合していた。

# イ 委託契約

【委託契約(契約金額1,000万円以上】

		件数	割合	割合	割合
	価格競争			700/	
	内、くじで業者決定	6			21%
	内、落札金額=最低制限価格	8			29%
	内、くじ&落札金額=最低制限価格 5			72%	18%
	内、一者入札	16			57%
	小計	28			100%
一般競争入札	総合評価		68%		
	内、落札金額競合	0			0%
	内、落札金額=調査基準価格	2		28%	18%
	内、くじ&落札金額=最低制限価格	0		20/0	0%
	内、一者入札	8			73%
	小計	11			100%
	合計…①	39		100%	
	価格競争				
	内、くじで業者決定	4		38%	67%
	内、落札金額=最低制限価格	4			67%
	内、くじ&落札金額=最低制限価格	2			33%
	内、一者入札	0			0%
	小計	6			100%
指名競争入札	総合評価		28%		
	内、落札金額競合	3			30%
	内、落札金額=調査基準価格	4		63%	40%
	内、くじ&落札金額=最低制限価格	0		00/0	0%
	内、一者入札	0			0%
	小計	10			100%
	合計…②	16		100%	
随意契約	合計…③	2	4%		
	総計…①+②+③	57	100%		

委託契約(合計 57件)のうち、2件の随意契約案件を除く55件において一般競争入札又は指名競争入札が行われているが、工事契約ほどではないものの、くじで落札業者が決定する案件や落札金額が最低制限価格と同額の案件は相当の割合に及んでいる。

そして何より、一般競争入札における1者入札の割合が極めて高く、価格競争 方式28件中16件と6割弱、総合評価方式11件中8件と7割以上が1者入札で あった。

#### ウ現状の問題点

- (ア) くじ引きによる落札の多発
- (イ) 1者入札の多発

## くじ引きによる落札防止

i くじ引きによる落札を防止する方策の検討について【意見】

くじ引きによる落札が多発している現状に鑑み、これを防止する方策として、 例えば、業者の入札価格に基づいて最低制限価格を設定する「変動型最低制限価格制度」の試行を含めた検討がなされることが望ましい。

## 予定価格の事後公表

i 予定価格の事後公表について【意見】

企業庁において一部の案件において既に試行されている予定価格の事後公表の対象案件の拡大を検討することが望ましい。そして、併せて、入札の公正を害する不正行為を防止するための措置も強化することが望まれる。

### 1 者入札の防止

i 1者入札となった理由の検証と防止のための方策の検討について【意見】

1者入札となった理由についての検証を十分に行い、入札条件、参加資格条件等が、果たして透明性・競争性を確保できる程度のものになっているのかのより 一層の検証がなされることが望まれる。

とりわけ、同種案件で1者入札が続いている案件等については、それらの参加 資格を有する業者に対する事後的なヒアリング等も含めたより積極的な方策も 検討することが望ましい。

# ii 1 者入札防止のためのその他の方策について【意見】

昨今の建設資材価格の高騰や労務費の上昇にも鑑みると、企業庁においても、 予定価格と実勢価格との乖離を防ぐべく、予定価格の算定にあたっては市場の 実勢価格を適切に反映した積算も必要であろうし、上記例のように1者入札の 原因が技術者を確保できないことにあるとすれば、可能な範囲で発注時期をず らす等の検討もなされることが望ましい。

#### 9 資産(固定資産・貯蔵品)の管理等

#### i 有形固定資産明細書の数量欄の記載について【指摘】

有形固定資産明細書(企業庁で作成される事業所別の固定資産の一覧表)には 数量欄の記載があるが、監査人が閲覧したところ、固定資産が存在するのにこの 記載が0になっているものやマイナスになっているものがあり、数量欄の記載 が不正確である。

この原因は、固定資産の取得時に複数ある資産を一式として登録されているものが多く、資産の一部を除却した場合に、除却固定資産の数を単純に控除して記載したことによると推定される。数量欄の記載が不正確であると、固定資産の現物照合や除却処理時に誤って処理される可能性があるため、固定資産の登録及び除却時には固定資産の実態に合わせて数量を登録し、また除却処理すべきである。

# ii 固定資産の除却処理について【指摘】

監査人が播磨浄水場の一部の固定資産を選定し、固定資産の現物と固定資産 台帳を照合した結果、播磨浄水場の凝集剤注入設備(令和4年度末取得価額 30,524,166 円、帳簿価額1,526,209 円)及びPH調整剤注入設備(令和4年度末 取得価額6,427,180 円、帳簿価額321,359 円)について、固定資産の現物は平成 30 年度に廃棄されているにもかかわらず、固定資産台帳上は除却処理がなされ ておらず、帳簿上の固定資産が過大に計上されていた。

会計規程第 118 条第一項の規定によれば、企業財務課長は毎事業年度 1 回以上、固定資産台帳と固定資産を照合しこれを確認することになっている。

三重県企業庁会計規程運用方針(第118条関係・実地照合)においては、当年度に異動を生じたもので、特にその内容、数量等を照合する必要があると思われるものについてのみ照合することも容認されているが、企業庁では新規取得資

産のみ照合しているとのことであった。

今後は固定資産の除却漏れが発生しないよう、新規取得資産だけでなく除却 資産についても固定資産台帳上正しく除却処理されていることを確認すべきで ある。

# iii 貯蔵品の管理について【指摘】

監査人が在庫されている貯蔵品についてその一部を実査し、貯蔵品残高報告書と照合したところ、保管されている貯蔵品には、新品で未使用の貯蔵品の他、工事現場で余剰になった工事資材が簿外品として保管されていたが、未使用の貯蔵品と簿外品が混在して保管されており、貯蔵品残高報告書と現物の数量が不一致のものがあった。

具体的には、北勢水道事務所管轄の山村浄水場において、水道事業会計の特殊押輪(径600 K形 高圧型)の現物は13個であったが、貯蔵品残高報告書では8個となっており、現物が5個多かった。

また、工業用水道事業会計の特殊押輪(径800 K形 高圧型)の現物は9個であったが、貯蔵品残高報告書では6個となっており現物が3個多かった。さらに、南勢水道事務所管轄の多気浄水場においても、鉄蓋類について貯蔵品残高報告書の数量23個に対して、現物は簿外品等が混在しており正確な数量を確定できなかった。

いずれも現物の中に簿外品が含まれており、現物の数量が帳簿より多かったものと思われる。

簿外品の管理については、それが正常に使用できるものであれば適正な見積 価額を付し、適正に帳簿管理すべきである。

## iv 仮置きの薬品の保管状況について【指摘】

監査人が大里浄水場の固定資産を実査した時に、大里浄水場の沈澱池薬品注入棟において、原水の pH 調整に臨時で使用した、劇物である 25% 苛性ソーダ (水酸化ナトリウム) 20 kg入りポリタンク 23 個が仮置きされていた。薬品注入棟は常時施錠され関係者以外入室禁止にはなっており、ポリタンクは防液提内に置かれ流出防止対策がなされていたが、「毒物及び劇物取締法」により求められている保管場所の仕切りと表示がなかった。同浄水場では、指摘を受けた直後に直ちに対応を講じたものの、各浄水場においては、今後も事故等による原水水質の変化に対応するため、仮設設備による様々な劇物を用いた処理を行うことも考えられ、例え仮置きであったとしても「毒物及び劇物取締法」を遵守し、適

切に保管すべきである。

大里浄水場では、監査人が実地監査で指摘した「毒物及び劇物取締法」に定める法定の取扱いを行っていなかったことの重要性を認識し、実地監査後直ちに 法定の取扱いを実施した。監査人はこの法定の取扱いを確認した。

#### v 固定資産番号の貼付について【意見】

監査人が一部の固定資産を選定し固定資産の現物と固定資産台帳を照合した結果、建物内にある機械等について、固定資産の名称を記載した銘板は貼付されているが、固定資産台帳に記載されている固定資産番号の貼付がないため固定資産の特定ができず、固定資産の実在性が正確には確認できなかった。

準備品については「三重県企業庁会計規程運用方針」により、「準備品標示票」 (様式 20) を添付することが望ましいとされているが、固定資産には固定資産 番号を貼付する規定がなく、機械等の名称だけでは同じ名称のものが複数存在 するため機械の特定ができない。

構築物等の設備の中には固定資産番号を貼付することができない物もあるが、 貼付可能なものだけでも、固定資産番号を貼付することが望まれる。

#### vi 非常用発電設備の燃料について【意見】

企業庁管轄のすべての浄水場における発災時の非常用発電設備は、24時間程 度連続運転できる燃料を貯蔵している。

最近の防災対応では、発災時に非常用発電設備を72時間程度運転できる燃料を貯留するように議論がなされてきており、企業庁の長期経営計画においても 設備の更新に合わせて72時間の備蓄を進めることになっている。

しかしながら、災害は人の都合に合わせては来ない。特に水道水は人の生命に 係る根源である。

よって、長期経営計画における非常用発電設備の貯蔵燃料の72時間の備蓄を推進することになっているが、I市で心配された事例を鑑み、企業庁は水道の浄水場の貯蔵燃料について早急に非常用発電設備が72時間稼働できるように、設備更新計画に合わせて貯蔵設備の更新を進めるのではなく、非常用発電設備の貯蔵燃料の72時間備蓄化は更新計画を見直して進めていくことが、切に望まれる。

#### 10 長良川河口堰事業

i 建設仮勘定に計上されている長良川河口堰の建設負担金の処理について 【意見】

堰に係る法定耐用年数は、以下のとおりである。

えん堤80年及び用水用ダムは50年である。取水設備は40年、導水設備は50年、 浄水設備は60年、配水設備は60年及び橋りょうは鉄筋コンクリート造りのもの 60年、鉄骨造のもの48年、木造のもの18年である。(「地方公営企業法施行規則 別表第二号有形固定資産の耐用年数表」)

ただし、次に掲げる構築物を一体として償却する場合の耐用年数は、水道用又は工業用水道用構築物のうち、取水設備、導水設備、浄水設備、配水設備及び橋りょうは58年とする。(「同規則別表第二号有形固定資産の耐用年数表」注1)無形固定資産であるダム使用権は55年である。(「同規則別表第三号無形固定資産の耐用年数表」)

企業庁は堰を所有しておらず、給水能力に見合うダム使用権を所有している だけである。

ダム使用権の取得は、堰に関し県が水資源機構(旧水資源開発公社)と利水枠 を締結した日、またはダム使用権登録令(国土交通省政令)に基づく登録をした 日と、堰が本格的運用された日を比較して遅い日となる。

建設仮勘定には水道事業会計及び工業用水道事業会計とも、堰建設にかかる企業庁の負担金(水道事業会計82億2,700万円、工業用水道事業会計199億9,000万円)及び資金調達のために発行した企業債等の利息(水道事業会計51億6,600万円、工業用水道事業会計147億3,300万円)が、ダム使用権(無形固定資産)に振り替えられず、未償却のまま残っている。なお、企業債等の利息については、平成30年以降は発生していないため、建設仮勘定に計上されている利息は平成29年以前のものである。

三重県企業庁会計規程第124条によれば、「減価償却は、定額法によって行い、 その記帳整理は、有形固定資産にあっては間接法に、無形固定資産にあっては直 接法によるものとし、資産を取得した事業年度の翌年度から行うものとする。た だし、必要があるときは、資産の使用を開始した月又はその翌月から行うことが できる。」となっており、また、自家建設の場合の企業債等の利息については、 企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第三・第一・四2におい て「建設に要する借入資本の利子で稼働前の期間に属するものは、これを取得原価に算入することができる。」とされており、稼働後の期間に属するものは取得原価に算入できないことになっている。

この規定を現実の会計取引に当てはめてみると、堰を所有しているのは国(水資源機構)であり、企業庁が所有しているのではないが、堰を利用しているのは企業庁である。企業庁は堰を所有する代わりに、ダム使用権という形で河口堰の建設資金及び利子を負担しているのであり、実質的には企業庁が河口堰の一定部分を所有していることと同様であると監査人は考える。

さらに、事業化されていないことにより堰を使用していない、いわゆる、使用されていない休止固定資産について、日本公認会計士協会から公表されていた「休止固定資産の会計処理及び表示と監査上の取り扱い」(監査第二委員会報告第2号)において、休止固定資産においても減価償却を実施することとされていた。(同報告第2号は「固定資産の減損にかかる会計基準の適用指針」の公表により廃止されたが休止固定資産に対する取り扱いは従前と変わらないことになっている。)

令和4年度末(令和5年3月31日)現在、水道事業の給水量151,200㎡/日(全体給水量228,000㎡/日の66.3%)と工業用水道事業の計画給水量515,000㎡/日(計画給水量100%)の事業化が実現していない。

これらを監査年度の翌年度2024年度(令和6年度)(以下、本項の意見表明では長い年数が経過するため西暦で表記する。)に仮に事業化できたとして、ダム使用権の償却が完了できるには2079年度(2080年3月)になり、堰の法定耐用年数が経過する2074年度(2075年3月)を5年経過する。

堰が法定耐用年数を迎える2074年度以前には堰の大改修や再築造の議論がおき応分の負担が求められる可能性は高い。堰に係る費用はすべて堰由来の水利用の受益者が負担する趣旨で、現在企業庁が行っている会計処理を継続していた場合には、現堰に係るダム使用権の未償却残高及び事業化されていないことにより建設仮勘定に計上している金額は減損の対象となり、一度に減損損失をすることになることは想定しておかなければならない。

上記のことから、堰建設に係る会計上の建設仮勘定はダム使用権に振り替えて減価償却を実施することが望まれる。

さて、以上の監査人の意見に対し、堰の建設負担金のうち、企業庁が長良川から取水する供給能力に含まれている、事業化されていない部分に対応する金額

をダム使用権に振り替えず償却していない理由は、次のとおりである。

現在、堰の建設負担金について、水道事業に対する補助金を除き、水道用水の供給に要した費用はその受益者が負担する総括原価方式を原則としており、水道が事業化され収益が発生した時に、費用収益を対応させる必要がある。

現在企業庁が水資源機構に支出している建設負担金及び堰の維持管理負担金は県から企業庁へ出資金として支出し、県では投資として資産勘定に計上され費用計上はされていない。これは水道事業にかかる費用については受益者負担を原則とし、受益者でない県民に負担をさせないこととしているためである。

特に工業用水道事業の場合、その供給先は民間企業であるために、県民負担は適切ではない。

堰に係る水資源機構への支出額の処理について、事業化されておらず水道水の収益が発生していない段階で費用が発生すると、県民の負担が発生することになる。

堰が完成後28年を経過している(図1)にもかかわらず、水道事業(66.3%) と工業用水道事業(100%)については事業化の目途が立っていないため、現状 の企業庁の処理を継続する場合、建設仮勘定の金額はダム使用権として償却さ れず、会計上健全な状態とは言い難い。

今後の処理については、上記の趣旨を踏まえて、企業庁と県で十分検討することが望まれる。

ii 建設仮勘定に計上されている長良川河口堰の維持管理負担金の処理について【意見】

堰に関する建設仮勘定には、上記意見iに記載した堰の建設負担金以外に、堰を維持し運用するための人件費等である維持管理負担金が計上されている。

令和4年度の未事業化の維持管理負担金は水道事業会計44,175,704円、工業 用水道事業会計150,341,290円をそれぞれ負担しており、建設仮勘定に計上して いる。

会計上、維持管理負担金は固定資産を現状維持するための費用で、ダム使用権を含め固定資産の価値を増加させるものではないため、建設仮勘定に振り替えるべき性質のものではなく費用処理すべきものである。

企業庁が維持管理負担金を建設仮勘定に計上し費用処理していない理由は、 上記意見iに記載したとおりであり、論旨は①と②になる。

- ① 水道水の供給に要した費用はその受益者が負担する総括原価方式を原則としており、事業化されていない水道事業と工業用水道事業が事業化され収益が発生したときに、費用収益を対応させる必要がある。
- ② 堰の維持管理負担金は、受益者でない県民に負担させない。

現在の企業庁の処理を継続する場合、事業化されている収益に対応する堰の維持管理負担金は費用処理されているが、事業化されていない計画給水量に対応する維持管理負担金の金額は毎年建設仮勘定へ計上されてその金額が増加していく。

維持管理負担金は、全額費用処理すべきものであるにもかかわらず、毎年増加していく建設仮勘定の処理は、会計上健全な状態であるとは言い難い。

今後の処理については、意見i同様に、企業庁と県で十分検討することが望まれる。

#### 第4 監査対象事業に関する補足等

「包括外部監査人が行う監査は、包括外部監査対象団体の「財務に関する事件の執行」と包括外部監査対象団体の「経営に係る事業の管理」に関する監査である。いわゆる「行政監査」は含まない。・・(中略)・・財務監査であっても、地方自治法(監査人加筆)第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するために行う監査であるから、地方公共団体の事務事業の有効性などについて監査を行うことももちろん可能である。」(松本英昭著「新版 逐条地方自治法〈第9次改訂版〉1489頁第13章外部監査契約に基づく監査(第252条の37)」)と記されている。

本監査においては、上記解説にいう事務事業の有効性などについて監査を行うことも可能という趣旨と同じ思いを込め、また、最も重視したのは県民だったらどう考えるかという、いわゆる県民目線での監査を心がけた。

よって、財務監査の監査資料の中で目にした項目や事項について、一見行政監査の内容と思われる項目や事項であっても、財務監査の延長線上にある内容は、事務事業の有効性などの判断の上で重要と判断した内容について、資料の提示を求め、提供された資料について内容を検討し、この監査報告書へ記載している。本監査における「指摘」は8件であり、「意見」は15件であった。よって、「指摘」と「意見」の合計は23件であった。

本監査に際し、監査関連資料の提供やヒアリングに協力いただいた企業庁及び関係部局に対し、謝意を表する。

#### 1 三重県行政と企業庁の関係

企業庁は、県が経営する企業(地方公営企業)である。

地方公営企業は、都道府県などの地方公共団体が、地域住民福祉の増進を目的 として経営する企業のことをいい、経済性を発揮した公的サービスを行う役割 を担っている。

この点は、県が行う地方自治法第2条第14項及び第15項が掲げる「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならず、加えて、地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努める。」という理念と同じである。

企業庁は、県庁の組織図では企業庁と記載されており、地方公営企業法の規定に基づき、知事が任命する管理者を置き、資金管理は予算に基づき管理をしている。ただし、官庁会計では、当年度の全ての収入・支出予算を「歳入・歳出」としているのに対し、公営企業会計では、予算を「収益的収入・支出」(当年度の

損益取引に基づくもの)、「資本的収入・支出」(建設改良等の投下資本の増減に 関する取引)の2つに区分して管理している。

県は、一般会計・特別会計・公営企業会計により収入・支出の資金管理を行っており、企業庁の会計は、県の会計の一つと考えられている。企業庁において地方公営企業の経理は、事業ごとに特別会計を設けて行うと地方公営企業法(第17条)で定められている。よって、水道事業会計と工業用水道事業会計は、企業庁の公営企業会計のそれぞれの特別会計となる。

ただし、経営資源の資金源は、県は税及び施設の利用料等、公債を発行した資金並びに国等の助成金等によって賄っているが、公営企業である企業庁は、経営に伴う経費については料金などの収入をもって充てなければならないとする「受益者負担の原則」と「独立採算制の原則」(地方財政法第6条)に基づいている。

企業庁の「職員」は、地方公営企業又は特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員と定義されている。(「地方公営企業等の労働関係に関する法律」第3条四)

職員については、県と企業庁との間で人事異動はあるが、人事権は、県は知事が、企業庁は管理者である企業庁長が持っている。管理者は、職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、懲戒、研修及びその他の身分取扱に関する事項を掌理している。(地方公営企業法第9条二)また、企業庁の給与・退職手当等の諸規程のほとんどが、県の規程を準用している。

# 2 長良川河口堰関連工業用水道事業の計画給水量515,000㎡/日の活用

北勢地域の工業用水道事業として長良川河口堰関連工業用水道事業(仮称)の計画給水量515,000㎡/日を確保しているが、この水は未だ活用はされていない。いくら後世の貴重な水の確保が保証されているとはいえ、堰に係るダム使用権の耐用年数55年に対し、令和5年3月31日現在で既に約28年が経過している。堰本体の法定耐用年数は80年であるから、今日から工業用水事業を開始しても、減価償却期間終了時には堰本体の法定耐用年数80年を超過する。

堰本体の法定耐用年数が経過するときを迎えれば、また新たな更新工事の巨額な負担を国から求められよう。

現状の維持管理負担金に加えて将来の投資額は、利水としての水の確保に加えて、治水が保たれている恩恵を受けているとはいえ、巨額となる。事業の実施に至った経緯を考慮すると、本項の意見は短絡的に企業庁だけに求めるべき内容ではないことは承知している。

しかしながら、水道事業会計と工業用水道事業会計に計上されている建設仮

勘定の残高は、令和5年3月31日現在684億5,900万円に上る。「第3 10(7) 意見表明」の意見iと意見iiで述べた会計処理を取らなければ、今後も毎年約2億円ずつ建設仮勘定が増額していく。併せて、無形固定資産(ダム使用権)の耐用年数が55年の堰は既に28年経過しており、堰の延命更新を考えたら、近い将来巨額の更新費用の負担金が求められることも容易に想像できる。加えて、仮に工業用水道事業が事業化できたとしたら、過年度から積み上がった建設仮勘定が無形固定資産(ダム使用権)へ振り替わり、または新増設の取水口等の新規設備が有形固定資産の構築物へ振り替わることにより、毎年多額の減価償却費が計上され、並びに現状の維持管理負担金を無形固定資産へ振り替えて減価償却する会計方式では、総括原価主義に基づく工業用水の供給単価は高額になり得る可能性が高い。

他方、取水できる権利(取水権、計画給水量の確保)を確保し維持することは、 非常に重要な施策である。古来水に関する権利は諍いの原因となる人間にとって生きることへの根幹に関することである。そのために事業化できていない取水権の空枠を活用できるとしたら、たとえ長良川河口堰の維持費に多額の財政資源が必要と言えども、行政にとって地方自治法第2条第14項に定める「地方公共団体は、・・(中略)・・住民の福祉の増進に努める」に合致した重要施策であると言える。

本監査における実地監査後の最終段階の質疑応答時に、長期経営計画に関する質問の中で、長良川河口堰を水源とする取水・導水施設を整備する計画はあるかという質問に対して、水道事業において令和7年度に供用を開始する取水・導水施設を整備する計画があると回答を得た。(「第3 10(1)ウ」の取水・導水施設整備後のイメージを参照)

長良川河口堰事業の工業用水事業が一日でも早期に事業化され、計画給水量 515,000㎡/日の活用が本格的に実現することを望みたい。

#### 3 消費税等に係る事項

消費税の申告に係る基礎計算の計算書類等を閲覧したが、特別に意見を表明する事項はなかったため、本章以前において個別に報告はしていない。

なお、監査実施期間中の令和5年10月1日に適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が施行し、監査対象年度はその準備期間に当たる。インボイス制度施行後は、会計処理やインボイスの確認や保存等について多くの注意点が存在すると思われるので、消費税に関しては今後の監査に委ねたい。

#### 4 PFASの検査対応と結果について

一般財団法人三重県環境保全事業団の解説によれば、PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)やPFOA(ペルフルオロオクタン酸)は、フッ素を含んだ人工有機フッ素化合物(PFAS)で、フッ素系の撥水剤、防水剤、グリースなどに使用されている物質であるが、人体に蓄積する性質が指摘されている物質である。

また、平成 29 (2017) 年 6 月 14 日、R E A C H 規制の制限対象物質リスト (付属書 X V I I) が改正され、P F O A とその塩及び P F O A 関連物質が追加された。これにより、令和 2 (2020) 年 7 月 4 日以降、化合物として、P F O A の製造と上市を禁止するとともに P F O A が 25 ppb を超えて含有する、または P F O A 関連物質が合計 1,000 ppb を超えて含有する混合物や成形品の製造時使用と上市が原則禁止された。

日本では、平成22 (2010) 年4月1日にPFOS又はその塩、令和3 (2021) 年3月10日にPFOA又はその塩及び関連物質を化学物質の審査及び製造等の 規制に関する法律で定める第一種特定化学物質に指定した。

また、令和2 (2020) 年4月1日より、水道水において、要検討項目から水質管理目標設定項目へ位置づけが変更された(令和2 (2020) 年3月30日付け生食発0330第1号)。その目標値は、これら2物質の量の和として0.00005mg/1(暫定:50ng/1)とされた。

(出典:一般財団法人三重県環境保全事業団「PFAS及び関連物質分析のご案内」)

(注)上市とは、市場に出すこと、市販されること。(Weblio 国語辞典)

環境省が令和元(2019)年度に実施したPFOS及びPFOA全国存在状況把握調査において、県内では、四日市市の海蔵川で、102.3ng/1(PFOS、PFOAの合計)が報告された。これを受けて監査人が北勢水道事務所に対するヒアリングにおいて、水道水の浄水場でPFASの検査を実施しているか確認したところ、令和2年度から企業庁の管理する5浄水場の原水、浄水のPFOS、PFOA検査を実施しており、いずれも0.000005mg/1未満であるという検査結果の報告書を、監査人は確認した。

# 第5 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

# 参考資料

- 1 地方自治法施行令第百六十七条第三号 (抜粋)
- 2 地方公営企業法(抜粋)
- 3 地方公営企業法施行令第二十一条の十四 (抜粋)
- 4 水道用水施設と用語説明
- 5 工業用水道施設の紹介と機能の説明
- 6 工事及び委託に係る入札結果の一覧
- (1) 三重県企業庁工事契約一覧表(令和4年度)
  - -契約金額1,000万円以上の工事契約-
- (2) 三重県企業庁委託契約一覧表(令和4年度)
  - -契約金額1,000万円以上の委託契約-